

2025年1月

教育的資料

IFRS S2号に従い気候関連開示のみを報告する場合の IFRS S1号の適用

はじめに

2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、最初の基準であるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」を公表した。ISSBは、これらの基準の導入（implementation）を支援することを約束している。この教育的資料は、ISSBスタッフがその約束に沿って開発したものである。

教育的資料の目的

この教育的資料は、企業がIFRS S2号に従い、気候関連のリスク及び機会のみに関する情報を開示するにあたり、IFRS S1号のどの要求事項が適用されるかを作成者が理解するのに役立つ。この教育的資料は、ISSB基準で容認されている、気候関連のリスク及び機会のみに関する情報を開示するために意図されたアプローチを反映している。

気候先行のアプローチ

データの利用可能性及び作成者の準備状況に関する懸念に 대응するため、ISSBは、IFRS S1号及びIFRS S2号において、経過的な救済措置を提供することを決定した。企業は、IFRS S1号及びIFRS S2号をあわせて適用することが要求されるが、IFRS S1号E5項では、ISSB基準を適用する最初の年において、（IFRS S2号に従い）気候関連のリスク及び機会に関する

情報のみ開示することが認められる。いわゆる「気候先行」のアプローチである。

企業が[IFRS S1号]を適用する最初の年次報告期間において、企業は、（IFRS S2号に従い）気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示し、その帰結として気候関連のリスク及び機会についての情報の開示に関連する限りにおいて、[IFRS S1号]の要求事項を適用することが容認される。企業がこの経過的な救済措置を用いる場合、その旨を開示しなければならない。

気候先行のアプローチの適用

この経過的な救済措置は、IFRS S1号に従った報告の範囲を、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の提供から、気候関連のリスク及び機会のみに関する情報の提供へと一時的に狭める（narrow）。この点を除き、IFRS S1号の要求事項を変更するものではない。この経過的な救済措置の適用を選択した企業は、IFRS S2号に従った気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連する限りにおいて、IFRS S1号の要求事項を適用することが要求される。

この経過措置を用いることにより、企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会について報告するために準備する時間を得る。このアプローチをとることにより、企業は、適用する最初の年に、気候関連のリスク及び機会に関する情報の提供に焦点を当てながら、IFRS S1号及びIFRS S2号の言葉遣い及び概念によりなじむことができ、バリュー・チェーンをより良く理解することができる。このような理解は、企業がIFRS S1号のもとでより広範な報告の準備をするのに役立つことになる。企業が気候に関連するリスク及び機会に加え、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を即座に提供できる利用可能なデータ及び資源を有する場合、この経過的な救済措置は企業がそれを行うことを妨げない。

企業が準拠を主張するためには¹、ISSB基準（この場合はIFRS S1号及びIFRS S2号）のすべての要求事項を適用することが要求される。これは、企業が準拠を主張するためには、IFRS S1号及びIFRS S2号のすべての要求事項を適用する必要があることを意味する。ただし、経過的な救済措置を用いることを選択することにより、企業は、IFRS S2号に従い気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示する場合でも、ISSB基準の適用1年目にそのような準拠を主張することが認められる。

この教育的資料は、企業がIFRS S2号に従い気候関連のリスク及び機会についてのみ報告する場合のIFRS S1号の適用について説明している。これは、次を意味する。

- 企業は、気候関連のリスク及び機会についての情報の開示に関連する限りにおいて、IFRS S1号の要求事項を適用する。
- 企業は、IFRS S2号の要求事項を適用し、気候関連のリスク及び機会を報告する。

1 IFRS S1号第72項は、ISSB基準のすべての要求事項を適用した場合、企業に準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行うことを要求している。

法域及び任意での考慮

IFRS S1号及びIFRS S2号は、気候に関連するものを含む、サステナビリティ関連のリスク及び機会についてのグローバルに比較可能な情報の便益が、資本市場にもたらされるよう設計されている。IFRS S1号及びIFRS S2号は、法域の規制当局が、財務報告の枠組み及び規制上の要求事項に統合する時点で、義務付けられたものとなる。

IFRS財団は、法域によっては、規制上の枠組みに気候関連財務開示（気候関連開示）の要求事項を導入してから、それらの枠組みの範囲を拡大し他のサステナビリティ関連のリスク及び機会を含めるといふ、気候先行のアプローチを採用する場合があることを承知している。そのような法域では、ISSB基準の気候関連の報告要求（又はIFRS S1号の気候に関連する部分とあわせてIFRS S2号を適用した場合に生じる結果と機能的に整合するように設計された、地域の気候関連の報告要求）を規制上の枠組みに採用するのに、暫定的な所要時間を設定する場合がある。

法令上の要求事項に準拠するためにISSB基準を適用することに加え、企業が任意でISSB基準を適用することを選択する場合がある。この場合、企業は気候関連の情報のみを提供することを選択する場合がある。このような企業にも、気候に焦点を当てた報告を行う際に、この教育的資料が役立つ場合がある。

[「Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards \(ISSB基準の採用又はその他の使用に関する第1次法域ガイド\)」](#)のセクション3.5では、ISSB基準への準拠を主張する企業に関する追加的な情報を提供している。任意の適用ガイドである[「ISSB基準を任意で適用する場合の作成者のためのガイド」](#)は、企業がIFRS S1号及びIFRS S2号への準拠に向けてどのように取り組むことができるかを説明し、企業の開示がISSB基準の要求事項にどのように関連するかを説明する情報を提供することの重要性を強調している。

IFRS S2号の適用にあたり適用されるIFRS S1号の要求事項

ISSB基準を用いて気候先行のアプローチを適用する企業を支援するため、表1は、IFRS S2号に従い気候関連のリスク及び機会を報告するにあたり適用されるIFRS S1号の要求事項の記述を提供している。

この表は、IFRS S1号とあわせて読む必要がある。この表は、要求事項の包括的な記述を提供することを意図していない。要求事項は、IFRS S1号で全文を見ることができる。企業は、ISSB基準の要求事項を満たす一般目的財務報告書を作成するために、このガイダンスのみに依拠することはできない。

完全を期するため、気候関連のリスク及び機会のみを報告するにあたり適用されないIFRS S1号の項は、IFRS S2号の複製された項又は説明への参照とともに、付録Aに記載している。

この文書は、2025年1月に公表されており、その時点におけるISSB基準を反映している。

表の利用方法

- 企業が気候先行のアプローチをとる場合、表1に記述するIFRS S1号の要求事項に加え、IFRS S2号が適用される。
- 表1は、IFRS S1号の要求事項を示し（第1列）、これらの要求事項の記述（第2列で示す）について、関連する項の参照（最終列で示す）とともに含めている。
- 使いやすさ及びこの教育的資料の目的を考慮して、表1では、IFRS S1号の言葉遣いにかかわらず、IFRS S1号を参照するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会の代わりに、気候関連のリスク及び機会に言及する場合がある。

表1 — 気候先行のアプローチをとる場合に適用されるIFRS S1号の要求事項

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
目的		
目的	これらの項は、IFRS S1号の目的を説明し、サステナビリティ関連のリスク及び機会（気候関連のリスク及び機会を含む。）に関する情報が、なぜ主要な利用者にとって有用であるかを説明している。これらの項は、ISSB基準（IFRS S2号を含む。）の適用についての文脈を示している²。 B1項からB5項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会とは何か、どのように生じる場合があるのかを説明しており、このようなサステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように識別するかを理解するうえで有用であることに留意されたい。 これらの項は、IFRS S1号が、気候関連開示を含む、サステナビリティ関連財務情報の内容及び表示に関する全般的な要求事項を示していることも説明している。	IFRS S1号第1項から第4項
範囲		
範囲	これらの項は、ISSB基準を用いた報告の範囲を説明している。これには次を含む。 - ISSB基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成し報告するにあたりIFRS S1号を適用するための要求事項。したがって、IFRS S2号に従い気候関連開示を提供するにあたりIFRS S1号を適用するための要求事項 - 企業の関連する財務諸表に適用された、関連する一般に認められた会計原則又は実務（GAAP）に関連する要求事項 - ISSB基準を適用する非営利企業に関連する場合がある考慮	IFRS S1号第5項、第7項から第9項

2 ISSB基準及び関連する資料の利用方法及び適用方法の概要については、IFRS S1号及びIFRS S2号に関する移行支援グループの2024年3月の会議の[ジェンダ・ペーパー1「ISSB基準及び関連する資料を用いたIFRS S2号第29項\(b\)から\(c\)の適用」](#)を参照のこと。

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
概念的基礎		
適正な表示		
<u>適正な表示（有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性を含む。）</u>	IFRS S2号は、主要な利用者の意思決定に有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。IFRS S1号は、有用な情報の提供を規定する概念的基礎を説明し、気候関連のリスク及び機会に適用される。例えば、IFRS S1号は、有用な情報とは、関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現しているものであると説明している。 これらの項は、関連性及び忠実な表現の概念の一部を、次の事項を説明することにより説明している。 - 重要性（materiality）と関連性との間の関係 - ISSB基準において具体的に適用される要求事項を満たすために要求される情報に加え、情報が開示されなければならない状況	IFRS S1号第10項から第16項 IFRS S1号B1項からB5項 IFRS S1号D1項からD15項
<u>有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性</u>	IFRS S1号は、関連性及び忠実な表現に加え、サステナビリティ関連のリスク及び機会（気候関連情報を含む。）に関する財務情報の有用性は、情報が比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能である場合に補強されると説明している。 これらの項は、有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性を説明している。	IFRS S1号D16項からD33項
<u>合理的で裏付け可能な情報</u>	IFRS S1号は、IFRS S2号におけるものを含め、特定の要求事項の適用を支援するためのプロポーショナルリティのメカニズムを提供している。これらの項は、プロポーショナルリティのメカニズムの1つである、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」を用いる要求事項を説明している。これらの項は、IFRS S1号及びIFRS S2号の関連する要求事項を適用する企業にとって有用なこのメカニズムがどのように働くかを説明している。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のバリュー・チェーンの範囲を決定するにあたり、IFRS S1号は、IFRS S2号にも関連する文脈において、このメカニズムを適用する要求事項を含んでいる。IFRS S2号では、次の要求事項の適用においても、このメカニズムを適用する。 - 気候関連のリスク及び機会の識別 - 予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示の作成 - 気候関連のシナリオ分析の実施	IFRS S1号B6項（b）、B8項からB10項

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
	「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定 - 特定の産業横断的指標に関する開示の作成	
バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価	これらの項は、バリュー・チェーンを通じてサステナビリティ関連のリスク及び機会（気候関連のリスク及び機会を含む。）の範囲を再評価することを企業が要求される場合を説明している。 これは、バリュー・チェーンを通じてすべての気候関連のリスク及び機会の範囲を再評価することについてのIFRS S2号の要求事項に関連するものであり、バリュー・チェーンを通じてどの「スコープ3」の категория及び企業を「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定に含めるかを再評価することを含む。	IFRS S1号B11項からB12項
重要性（materiality）		
重要性（materiality）	IFRS S2号は、短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求する。IFRS S1号は、企業は重要性がある（material）情報を提供することが要求されると説明している（気候関連のリスク及び機会についての情報を提供する場合も含む。）。これらの項は、「重要性がある（material）情報」を定義し、主要な利用者のニーズ及び主要な利用者が行う意思決定について記述している。	IFRS S1号第17項から第19項 IFRS S1号B13項からB18項
重要性がある（material）情報の識別	これらの項は、重要性（materiality）の判断は企業に固有のものであり、重要性がある（material）情報を不明瞭にすることはできないと説明している。また、これらの項は、情報に重要性がある（material）場合にどのように評価するか、及び重要性がない（not material）情報がどのように開示することが要求されないかを説明している。これらの項は、重要性がある（material）情報を不明瞭にする可能性がある状況の例も提供している。	IFRS S1号B19項、B21項からB28項
集約及び分解	これらの項は、IFRS S2号に従い提供される情報に適用される、情報の集約及び分解に関連する要求事項を示している。この項は、重要性がある（material）情報を不明瞭にすることへの考慮を説明し、どのような場合に情報を集約又は分解する必要があるかを説明し、これらの要求事項がどのように適用されるかを示す例を記載している。	IFRS S1号B29項からB30項
法令との相互作用	これらの項は、ISSB基準の要求事項が、法令とどのように相互に作用するかを説明している。例えば、法域が、一般目的財務報告書において重要性がない（not material）気候関連情報を提供することを要求する場合や、法域の法令が、ISSB基準で要求されるような情報の開示を禁止する場合、	IFRS S1号B31項からB33項

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
	これらの項は適用されることになる。	
<u>商業上の機密情報</u>	これらの項は、企業が限定的な状況において、サステナビリティ関連の機会（気候関連の機会など）に関する情報が商業上の機密であると判断した場合に、適用できる免除を説明している。この項は、免除を用いることができる条件を概説し、企業が免除を用いることを選択する場合に適用する開示要求を示している。	IFRS S1号B34項からB37項
報告企業		
<u>報告企業</u>	これらの項は、気候関連開示を提供する必要がある報告企業について記述している。	IFRS S1号第20項 IFRS S1号B38項
つながりのある情報		
<u>つながりのある情報</u>	これらの項は、企業が情報を提供することが要求されるつながりの種類を説明している。気候関連のリスク及び機会についてのみ報告する場合、これらのつながりには、次のものを含めることになる。 • 企業の見通しに影響を与える（affect）ことが合理的に見込み得る、さまざまな気候関連のリスク及び機会との間のつながりなど、その情報が関連する項目の間のつながり • 企業が（気候に焦点を当てた）サステナビリティ関連財務開示の内外で提供する開示の間のつながり これらの項は、サステナビリティ関連財務開示を作成する際に用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成する際に用いたデータ及び仮定との一貫性に関連する要求事項など、他のつながりのある情報の要求事項も含んでいる。	IFRS S1号第21項から第24項 IFRS S1号B39項からB44項
コア・コンテンツ		
戦略 このセクションは、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連するIFRS S2号の要求事項に加え、適用される戦略についての要求事項を含んでいる。		

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
サステナビリティ関連のリスク及び機会	この項は、それぞれのサステナビリティ関連のリスク及び機会（気候関連のリスク及び機会を含む。）の影響（effects）が合理的に見込み得るものであり、IFRS S2号に従い要求され、その結果として報告される可能性がある時間軸を識別するにあたり、企業が考慮することを要求される要因を説明している。	IFRS S1号第31項
戦略及び意思決定	この項は、企業が戦略及び意思決定の一環として考慮した、サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフに関する開示要求について説明している。また、トレードオフとは何かについて、例を通じて記述している。この開示要求は、気候関連のリスク及び機会の間にトレードオフがあり、そのような情報に重要性がある（material）場合に関連する可能性がある。	IFRS S1号第33項(c)
指標及び目標（targets） このセクションは、IFRS S2号における、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連する要求事項に加え、指標及び目標（targets）に関する適用すべき要求事項を含んでいる。		
指標及び目標（targets）	この項は、企業が気候関連のリスク及び機会、並びにそれらのリスク及び機会に関連するパフォーマンスを測定し、モニタリングするために用いている指標に関連する追加的な開示要求を示している。これには、関連する目標（targets）に対する進捗が含まれる。	IFRS S1号第46項(b) ³
	この項は、指標がISSB基準（IFRS S2号を含む。）以外の情報源から得たものである場合に適用する開示要求を示している。	IFRS S1号第49項
	この項は、指標が企業により作成されたものである場合に適用する開示要求を示している。	IFRS S1号第50項
	この項は、時間の経過とともに一貫性がある指標の定義及び算定方法に関連する要求事項を示している。	IFRS S1号第52項
	この項は、定義を含む、指標及びこれらの指標に関する情報の表示に関連する要求事項を示している。	IFRS S1号第53項

3 IFRS S2号は、IFRS S1号第46項(b)と同等の要求事項を含んでいないが、IFRS S2号第27項及び第28項は、関連する開示を要求している。IFRS S1号及びIFRS S2号はいずれも、指標及び目標（targets）に関する開示について、同等の全般的な（overarching）目的を含んでいる。具体的には、IFRS S2号第27項は、指標及び目標（targets）に関する気候関連の開示の目的を示しており、これは、気候関連のリスク及び機会に焦点が当てられていることを除き、IFRS S1号第45項における指標及び目標（targets）に関する目的と同等である。IFRS S2号第28項(a)及び第28項(b)は、産業横断的指標及び産業別の指標を開示することを企業に要求する。これらの指標は、企業が気候関連のリスク及び機会を測定し、モニタリングするために用いているものを含んでいる。IFRS S2号第28項(c)は、企業により設定された目標（targets）及び法令により満たすことが要求されている目標（targets）に向けた進捗を測定するためにガバナンス機関又は経営者が用いる指標を開示することを企業に要求している。

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
全般的要求事項		
ガイダンスの情報源		
<u>サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別</u>	この項は、企業が気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、(IFRS S2号において示されている情報源に加えて) 参照し、考慮することができるガイダンスの情報源を列挙している。	IFRS S1号第55項(b)
<u>ガイダンスの情報源に関する情報の開示</u>	この項は、企業が開示の作成にあたり適用したガイダンスの情報源に関する情報の開示についての要求事項を示している。これらの開示には、企業がサステナビリティ関連財務開示の作成にあたり適用したIFRS S2号、「SASBスタンダード」又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業を含む。	IFRS S1号第59項
開示の記載場所		
<u>開示の記載場所</u>	これらの項は、ISSB基準に従い提供される開示の記載場所に関する要求事項を示している。これらには、ISSB基準に従い提供される情報 (IFRS S2号に従い作成される気候関連の情報を含む。) が、一般目的財務報告書の一部として含まれることに関する要求事項、及びサステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能であり、追加的な情報によって不明瞭にされないことに関する要求事項を含む。	IFRS S1号第60項から第62項
<u>相互参照により含まれる情報</u>	これらの項は、企業が公表した他の報告書との相互参照により情報を含めることを企業が選択した場合に適用する要求事項を示している。	IFRS S1号第63項 IFRS S1号B45項からB47項
報告のタイミング		
<u>報告のタイミング</u>	これらの項は、企業がいつ、どの報告期間における気候関連開示について報告することが要求されるかを説明している。 これらの項はまた、次の事項について説明している。 - 企業が報告期間を変更した場合に適用する開示要求 - 開示の更新が要求される場合を含む、報告期間の末日後であるが気候関連開示の公表が承認される日より前に入手した情報に関連する要求事項	IFRS S1号第64項から第68項

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
期中報告	これらの項は、気候関連開示の期中報告書の提供に関連する考慮事項を含む、ISSB基準を用いた期中報告に関連する考慮事項を示している ⁴ 。	IFRS S1号第69項 IFRS S1号第B48項
比較情報⁵		
比較情報	これらの項は、比較情報の開示についての要求事項を示している。これらには、企業が過去の期間の情報を提供するために要求される情報の種類、及び比較情報が要求される過去の期間を含む。	IFRS S1号第70項から第71項 IFRS S1号B49項
指標	これらの項は、企業は、どのような場合に比較対象の数値を更新することが要求されるのか、それらの更新に関してどのような情報を提供することが要求されるのか、及びどのような場合に比較対象の数値を更新しないことが容認されるのかについて示している。 これらの項はまた、企業が報告期間において指標を再定義したか、又は置き換えた場合に適用する開示要求について示している。	IFRS S1号B50項からB54項
準拠表明		
準拠表明	これらの項は、企業が、どのような場合にISSB基準への準拠表明を提供することが要求されるのか、及びどのような場合にそのような表明をすることが容認されないのかについて説明している。気候関連の情報のみを提供する企業は、ISSB基準を用いる報告1年目においてのみ、準拠表明をすることができる。	IFRS S1号第72項から第73項

4 ISSB基準は、期中報告を義務付けていないことに留意されたい。したがって、これらの項は、企業が期中報告を提供することを選択するか、又は、例えば、法域の要求事項により期中報告が要求される場合に適用される。

5 企業が、適用する最初の年において、気候先行の経過的な救済措置を適用する場合、比較情報を開示することは要求されないことに留意されたい（IFRS S1号E3項）。したがって、比較情報についての要求事項は、適用する2年目において適用されることになる。

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
判断、不確実性及び誤謬		
判断		
<u>判断</u>	気候関連開示を作成する過程で、企業はおそらく、さまざまな判断を行う。これらの項は、企業が、どのような場合に、気候関連開示を作成するにあたり行った判断に関する開示を提供することが要求されるかについて説明している。 これらの項はまた、企業が行う場合がある判断の例を含んでいる。	IFRS S1号第74項から第75項
測定の不確実性		
<u>測定の不確実性</u>	気候関連開示において報告される数値を直接測定することができず、見積ることしかできない場合、測定の不確実性が生じる。これらの項は、気候関連開示の作成に関連する測定の不確実性の開示についての要求事項を示している。これらの項は、そのような測定の不確実性がどのような場合に生じるかを説明し、また、企業が開示する必要がある場合がある情報の種類に関する例を含んでいる。	IFRS S1号第77項から第81項
誤謬		
<u>誤謬</u>	これらの項は、企業が過去の期間の誤謬を識別した場合に適用する要求事項を示している。これらには、これらの状況において要求される開示を含む。これらの項はまた、過去の期間の誤謬とは何か、及びそれを見積りの変更とどのように区別するかについて説明している。 これらの項はまた、表示されている過去のすべての期間に対する誤謬の影響（effect）を判断することが実務上不可能である場合に、企業が何を実施することが要求されるかについて説明している。	IFRS S1号第83項から第86項 IFRS S1号B55項からB59項

内容	適用されるIFRS S1号の要求事項の記述	関連するIFRS S1号の項
付録		
付録A — 用語の定義	この付録は、IFRS S1号において用いられている用語のうち、気候関連開示の作成及び提供にあたり適用可能ないくつかの用語の定義（例えば、「重要性がある（material）情報」、「報告企業」及び「シナリオ分析」の定義）を提供している。	
付録E — 発効日	これらの項は、IFRS S1号の発効日及び早期適用に関する要求事項を示している ⁶ 。	IFRS S1号E1項からE2項
付録E — 経過措置	これらの項は、企業がISSB基準の適用1年目において利用可能な、経過的な救済措置を記述している。これらには、次の事項に関連する救済措置を含む。 • サステナビリティ関連財務開示のタイミング • 気候先行のアプローチの適用	IFRS S1号E4項からE6項

6 ISSB基準の適用がいつ義務付けられるかについては地域の法域の決定次第であり、また、ISSB基準をいつ任意で適用するかについては企業の決定次第である。

付録A

気候先行のアプローチを用いるにあたり適用されないIFRS S1号の項（表1に含まれていないもの）

企業は、IFRS S2号に従い気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、IFRS S1号を適用することが要求される。しかし、次のいずれかの理由により、IFRS S1号の要求事項のうちいくつかは、（IFRS S2号に従い）気候関連のリスク及び機会のみについて報告する場合には適用されない。

- ・ 気候関連開示について、対応する具体的な要求事項が既にIFRS S2号に含まれている。
- ・ IFRS S1号の要求事項が、他のISSB基準に具体的な要求事項が存在しない場合にのみ適用される。
- ・ IFRS S1号の要求事項が、他のISSB基準（例えば、IFRS S2号）における具体的な要求事項を参照している。

表A1は、1列目においてIFRS S1号の参照項を、2列目において基準のトピック又はセクションを、最終列において、その要求事項がIFRS S2号において複製されている場合にはIFRS S2号の参照項、又はその要求事項を除外することについての説明を提供する。

表A1 — 表1に含まれていないIFRS S1号の項

IFRS S1号の項	トピック又はセクション	IFRS S2号における複製された項又は除外に関する説明
範囲		
IFRS S1号第6項	範囲	IFRS S2号第4項
コア・コンテンツ		
IFRS S1号第25項	コア・コンテンツ	IFRS S2号は、トピックに関する気候関連開示について、対応する具体的な要求事項を含んでいる。
ガバナンス		
IFRS S1号第26項から第27項	ガバナンス	IFRS S2号第5項から第6項
戦略		
IFRS S1号第28項から第29項	戦略	IFRS S2号第8項から第9項
IFRS S1号第30項	サステナビリティ関連のリスク及び機会	IFRS S2号第10項
IFRS S1号第32項	ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン	IFRS S2号第13項

IFRS S1号の項	トピック又はセクション	IFRS S2号における複製された項又は除外に関する説明
IFRS S1号第33項(a)から(b)	戦略及び意思決定	IFRS S2号第14項(a)及び(c)
IFRS S1号第34項から第40項	財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	IFRS S2号第15項から第21項
IFRS S1号第41項から第42項	レジリエンス	IFRS S2号第22項から第23項
リスク管理		
IFRS S1号第43項及び第44項	リスク管理	IFRS S2号第24項から第25項
指標及び目標 (targets)		
IFRS S1号第45項から第46項(a)、第47項から第48項、及び第51項	指標及び目標 (targets)	IFRS S2号第27項から第28項、第29項から第32項、及び第33項から第37項

IFRS S1号の項	トピック又はセクション	IFRS S2号における複製された項又は除外に関する説明
全般的要求事項		
ガイダンスの情報源		
IFRS S1号第54項	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別	IFRS S2号第11項 IFRS S1号のこの項は、他のISSB基準における具体的な要求事項を参照しているため、IFRS S2号を用いて気候関連の情報について報告するにあたり、この項を適用する必要はない。
IFRS S1号第55項(a)	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別	IFRS S2号第12項 ⁷
IFRS S1号第56項	適用される開示要求の識別	この項は、具体的なISSB基準を適用することを企業に要求している。 IFRS S2号を適用して気候関連の財務情報のみを報告する企業は、具体的なISSB基準を適用していることになる。したがって、IFRS S1号第56項は適用されない。
IFRS S1号第57項から第58項 IFRS S1号C1項からC3項	適用される開示要求の識別	IFRS S1号のこれらの項は、具体的なISSB基準が存在しない場合にのみ適用される。
判断、不確実性及び誤謬		
判断		
IFRS S1号第76項	判断	これらの項は、他のISSB基準における具体的な要求事項の適用可能性を承知している。IFRS S2号を適用して気候関連の情報のみを報告する企業は、その具体的な要求事項を適用していることになる。
IFRS S1号第82項	測定の不確実性	

7 IFRS S2号「気候関連開示」は、「IFRS S2号『気候関連開示』の適用に関する産業別ガイダンス」に記述されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮することを企業に要求している。このガイダンスは、「サステナビリティ会計基準審議会（SASB）スタンダード」に由来している。このガイダンスにおける気候関連の指標は、「SASBスタンダード」における対応する要求事項と同一のものである。したがって、（IFRS S2号に従い）気候関連のリスク及び機会のみを報告する場合は、IFRS S1号第55項(a)も適用する必要はない。

IFRS S1号の項	トピック又はセクション	IFRS S2号における複製された項又は除外に関する説明
付録B — 適用ガイダンス		
IFRS S1号B6項(a)	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別	IFRS S2号第11項
IFRS S1号B7項	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別	この項は、IFRS S2号において複製されているか、又は表1において対処されているIFRS S1号の他の項を参照している。
IFRS S1号B20項	重要性がある（material）情報の識別	この項は、具体的なISSB基準の適用を企業に要求している。 IFRS S2号を適用して気候関連の情報のみを報告する企業は、その具体的な要求事項を適用していることになる。
付録E — 発効日及び経過措置		
IFRS S1号E3項	比較情報	IFRS S2号C3項

本文書はIFRS基準の一部ではなく、基準の要求事項を追加したり、変更したりするものではない。本文書は、我々の基準に対する利害関係者の理解を支援するために開発されたものである。本文書で表明されている見解は、必ずしも国際会計基準審議会、国際サステナビリティ基準審議会又はIFRS財団の見解を反映するものではない。本文書は、専門的な又は投資に関する助言として依拠されるべきではない。

Copyright © 2025 IFRS財団

不許複製・禁無断転載 複製及び使用の権利は厳しく制限されている。本出版物の一部または全部は、IFRS財団の書面による事前の許可なしに、翻訳、転載、複製又はいかなる形式でも使用することはできない。これには、電子的、機械的又はその他の手段（現在知られているもの又は今後発明されるものを含む。）、例えば、コピー、録音又は情報保存及び検索システムが含まれる。

当財団は、世界中で登録された商標を有しており、これには‘IAS®’、‘IASB®’、the IASB®ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、the IFRS®ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、the IFRS for SMEs®ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘NIIF®’、‘SIC®’、‘ISSB™’及び‘SASB®’が含まれている。当財団の登録商標の詳細については、請求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所をロンドンに置いて、イングランド及びウェールズで外国会社（会社番号：FC023235）として活動している。